

議案第 2 1 号

八幡浜市地番整理事業の実施に伴う関係条例の整理に関する条例の制定
について

標記条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市地番整理事業の実施に伴う関係条例の整理に関する条例
(八幡浜市都市計画税条例の一部改正)

第 1 条 八幡浜市都市計画税条例（平成 1 7 年条例第 5 9 号）の一部を次のよう
に改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に太枠
で囲まれた部分で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表		別表	
地域名	都市計画税除外区域	地域名	都市計画税除外区域
(略)		(略)	
神宮	八幡浜市神宮の一部 八幡浜市神宮前の一部 八幡浜市神宮通一丁目の一部 八幡浜市神宮通二丁目の一部	神宮	八幡浜市神宮の全部
矢野町一丁目	八幡浜市矢野町一丁目の一部		
桧谷四丁目	(略)	桧谷四丁目	(略)
(略)		(略)	
佐島	(略)	佐島	(略)
		その他の地域	八幡浜市字松影及び字吉井の一部
(略)		(略)	

(八幡浜市立公民館条例の一部改正)

第 2 条 八幡浜市立公民館条例（平成 1 7 年条例第 1 0 1 号）の一部を次のよう
に改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線
で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第 1			別表第 1		
名称	位置	区域	名称	位置	区域
(略)			(略)		
江戸岡地区公民館	八幡浜市 <u>東新川</u> 1 2 5 3 番地 4	(略)	江戸岡地区公民館	八幡浜市 _____ 1 2 5 3 番地 4	(略)
(略)			(略)		

(八幡浜市隣保館設置及び管理条例の一部改正)

第 3 条 八幡浜市隣保館設置及び管理条例（平成 1 7 年条例第 1 3 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(名称及び位置) 第 2 条 隣保館の名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第 2 条 隣保館の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
八幡浜市神宮通り福祉会館	八幡浜市 <u>神宮通二丁目 7 9 2 番地 1</u>	八幡浜市神宮通り福祉会館	八幡浜市 <u>7 9 2 番地の 1</u>
(略)		(略)	

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

提案理由

八幡浜市地番整理事業の実施により字の区域及び名称を新たに画し、並びに字の名称を廃止することに伴い、所要の改正を行うため。